

# I 計画の改訂にあたって

- 1 計画の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 本計画とSDGsとの関係
- 4 計画の期間
- 5 計画の改訂体制
- 6 計画の推進
- 7 進行管理と評価



# I 計画の改訂にあたって

## 1 計画の背景と趣旨

### (1) 国の動向

国では、平成 25 年に「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指し、令和 5 年度（当初は令和 4 年度）を計画の最終目標年度とした「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動」（以下「健康日本 21（第二次）」という。）を策定しました。

平成 30 年には「健康日本 21（第二次）中間報告書」をとりまとめ、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少、肥満傾向にある子どもの割合の減少、介護保険サービス利用者の増加の抑制、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わっている国民の割合の増加、成人の喫煙率減少の項目で改善が不十分と評価しています。

「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」に関する目標は改善がみられた一方、生活習慣に関する目標や、高血圧・糖尿病等の生活習慣病、それらの発症・重症化予防に関する目標においては進捗が不十分な項目が多い傾向となっています。

社会環境の整備に関する取組がより一層推進されることで、個人の生活習慣の改善やそれによる生活習慣病の発症・重症化予防の徹底につながり、最終目標である健康寿命の延伸や健康格差の縮小につなげることを目指しています。

### 健康日本 21（第二次）（平成 25 年度～令和 5 年度）

～ 10 年後を見据えた目指す姿 ～

「子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」

#### 健康日本 21（第二次）の「中間評価の総括（抜粋）」

目標項目	基本的方向
健康寿命の延伸と健康格差の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康寿命延伸に向けた取組」として「次世代の健やかな生活習慣形成等（健やか親子施策）」、「疾病予防・重症化予防（がん対策・生活習慣病対策等）」、「介護・フレイル予防（介護予防と保健事業の一体的実施）」を重点取組分野とする</li> <li>①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域間の格差の解消という2つのアプローチから健康寿命の延伸を目指すこととしている。こうした動向も踏まえ、一体的に健康寿命延伸・健康格差の縮小に取り組んでいく</li> </ul>
主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事、身体活動・運動、休養、禁煙等、健康増進に寄与すると考えられる生活習慣をはじめとした一次予防に関する取組の継続が必要である</li> <li>合併症の発症や症状の進展など重症化の予防に重点を置いた対策の推進が重要である</li> </ul>
社会生活を営むために必要な機能の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>こころの健康では、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(平成29年7月)による自殺対策、職場におけるメンタルヘルス対策、依存症等への対策を引き続き推進していく</li> <li>次世代の健康では、母子保健分野における「健やか親子21（第2次）」等の計画や施策を通じて、健康な生活習慣や適切な体重の子どもの増加等を実現する必要がある</li> <li>高齢者の健康では、高齢者の介護予防事業や認知症対策における「新オレンジプラン」等の計画や施策を通じて、総合的な対策を推進していく</li> </ul>
健康を支え、守るための社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくり対策を推進していくうえでは、行政だけでなく企業や民間団体等の活動主体としての役割も重要であると考えられる</li> <li>今後は具体的な健康寿命延伸の要因を明らかにし、健康格差対策につながるべく分かりやすい有用な情報提供をしていくことが必要である</li> </ul>
栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者、地域、国が連携して、様々な機会を通じた普及啓発活動を行うとともに、地域差や社会経済的格差等の調査を行い、その格差の縮小に向けた対策が必要である</li> <li>環境整備も重要であり、他省庁や地方自治体等が連携をして、環境整備を推進していくことが期待される</li> </ul>

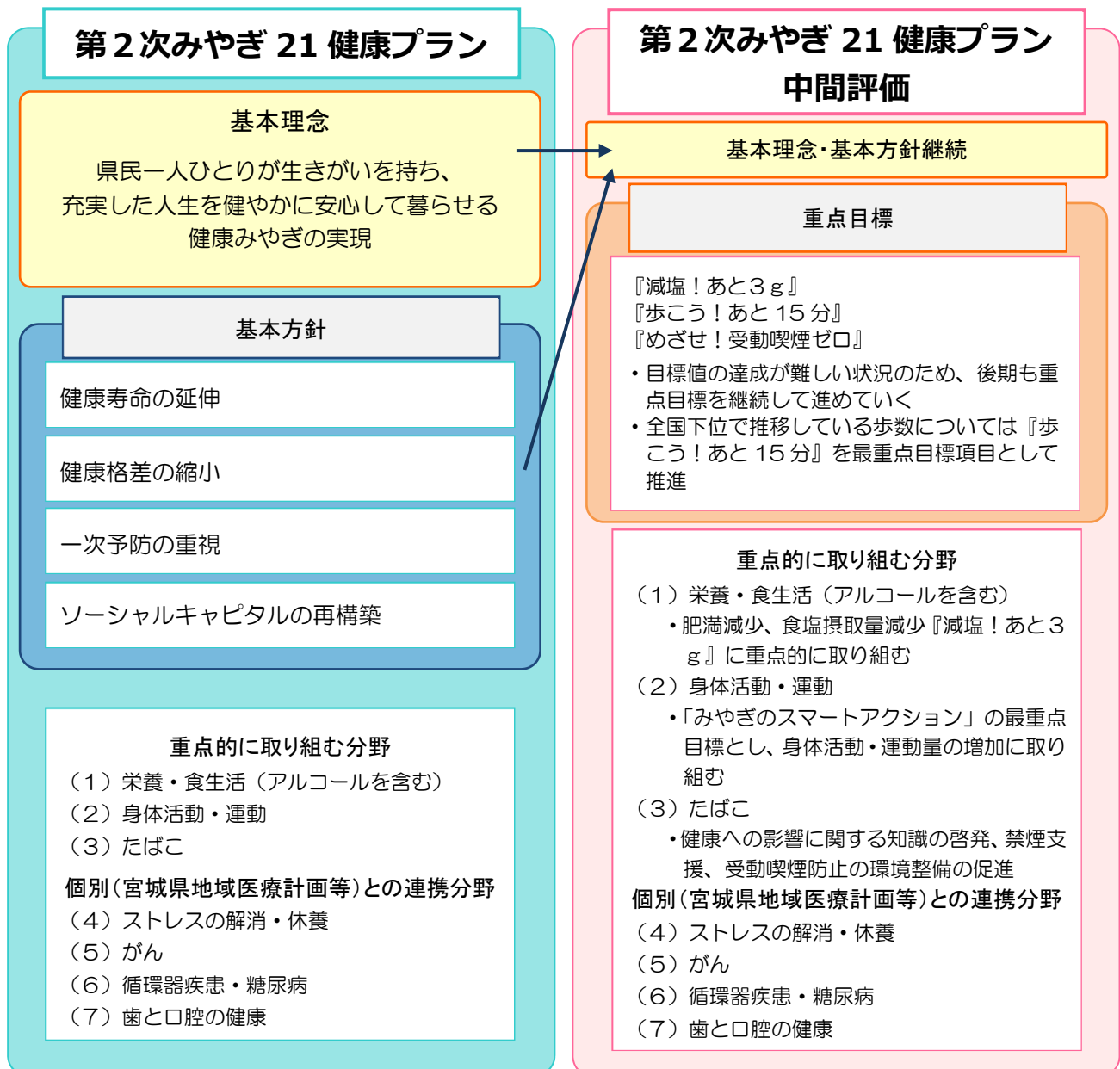
資料：健康日本 21（第二次）中間評価報告書（平成 30 年 9 月）

## (2) 県の動向

宮城県では、平成 25 年に令和 5 年度（当初は令和 4 年度）を計画の最終目標年度として「第 2 次みやぎ 21 健康プラン」を策定しました。平成 27 年には「受動喫煙防止宣言施設登録制度」を開始、平成 28 年には「スマートみやぎ健民会議」を設立し、様々な健康施策に取り組んできました。

「第 2 次みやぎ 21 健康プラン」では、国が示した基本的な方向を踏まえ、県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現に向けて、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」、「一次予防の重視」、「ソーシャルキャピタルの再構築」を基本方針として、10 年間の健康づくり施策の基本的な方向性や本県の特徴的な健康課題に重点的に取り組む分野を示しています。

平成 30 年の「第 2 次みやぎ 21 健康プラン中間評価」では、1 日の歩数や減塩、受動喫煙ゼロなどの目標達成が難しい状況となっていることから、引き続き『減塩！あと 3 g』『歩こう！あと 15 分』『めざせ！受動喫煙ゼロ』を目指しています。



### (3) 市の動向

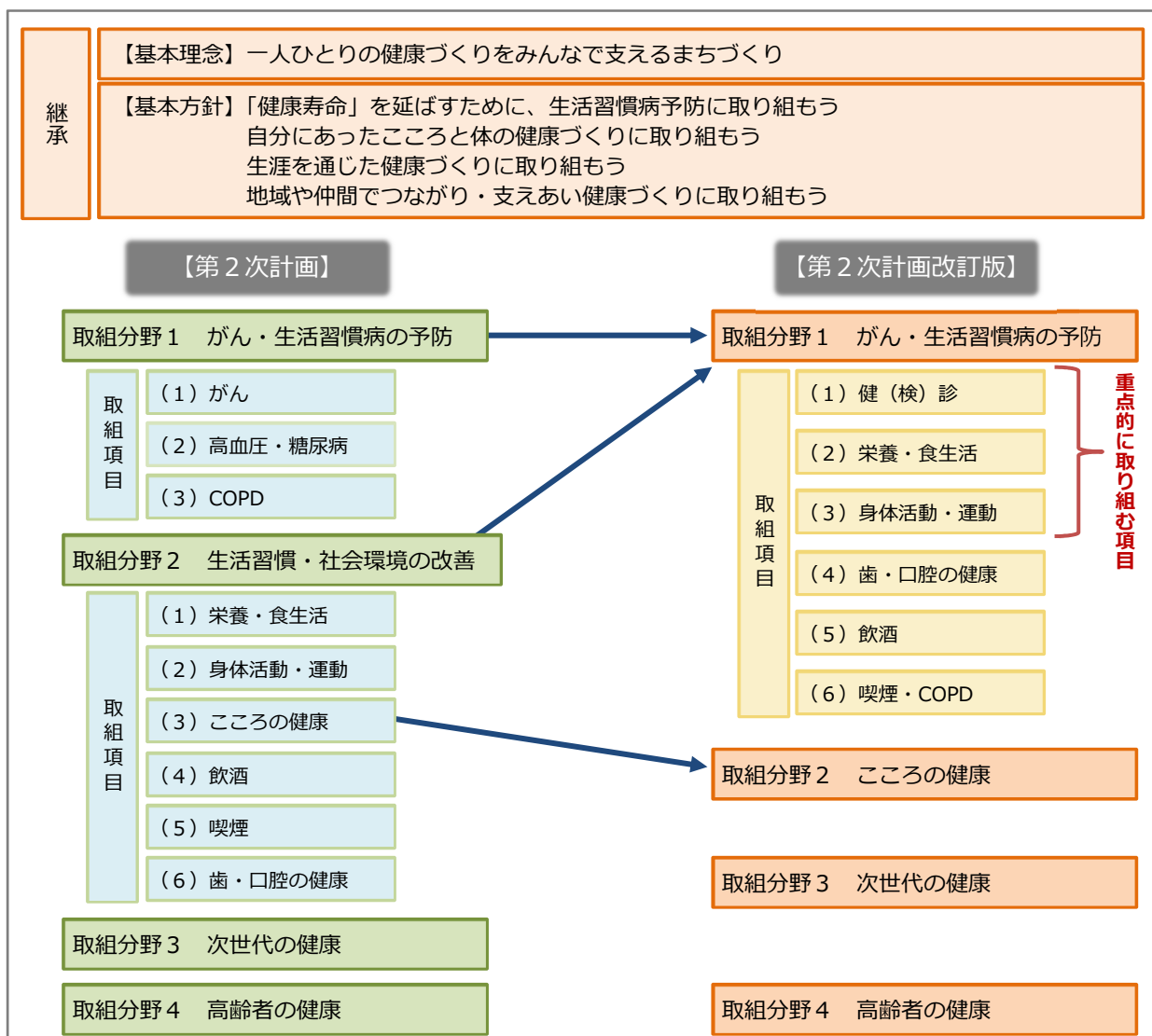
本市では、平成 29 年に令和 8 年度を計画の最終目標年度として「第 2 次石巻市健康増進計画～みんなで生き生き健康プラン～」を策定し、推進してきました。

令和 2 年 4 月には新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言が全国に発令され、家庭、学校、職場をはじめ、あらゆる場面で感染症対策のための新しい生活様式（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、3密（密集・密接・密閉）の回避等）が始まり、浸透しつつあります。そのような状況の中、個人でできる取組や地域活動のあり方等を検討・工夫し、市民の健康づくりを支援してきました。

「第 2 次石巻市健康増進計画」が計画の中間年を迎えたことから、令和 3 年度に計画の評価を行い、これまで本市が取り組んできた健康増進施策について検証したところ、健（検）診の受診率が伸びず、生活習慣病の増加がみられることから、がん・生活習慣病の予防が重要であることが明らかになりました。これらの健康課題に対応するため、『健（検）診』『栄養・食生活』『身体活動・運動』の 3 つを重点的に取り組む項目としています。

#### 【第 2 次石巻市健康増進計画（改訂版）の新体系】

本市では、一人ひとりの健康づくりを地域全体で取り組んでいくため、第 2 次計画改訂版においても、計画の基本理念、基本方針を継承します。

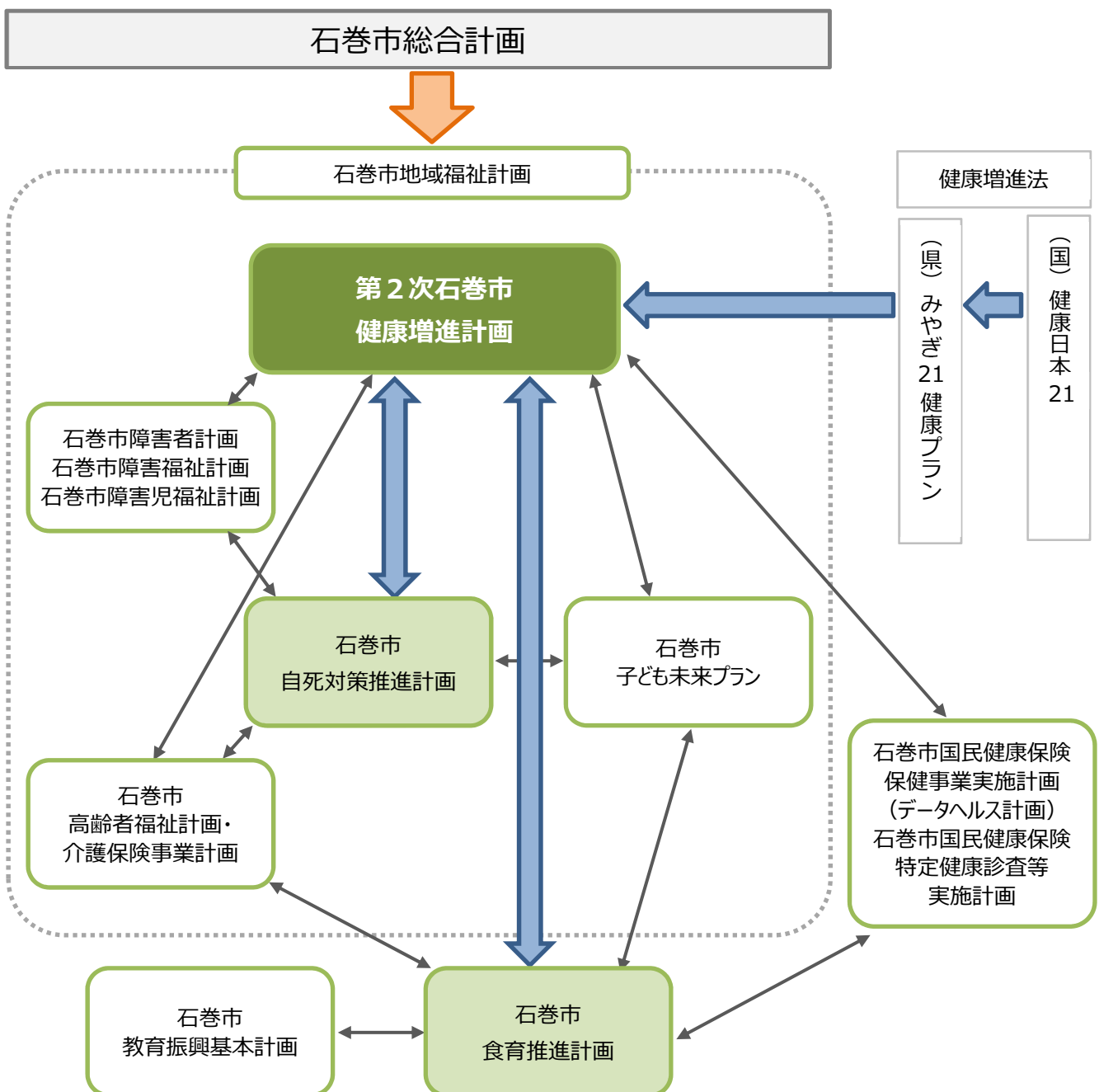


## 2 計画の位置づけ

「第2次石巻市健康増進計画」は、健康増進法第8条第2項に規定する「市町村健康増進計画」です。

本計画にあたっては、上位計画である「石巻市総合計画」の保健・福祉分野に位置づけられ、「石巻市食育推進計画」、「石巻市自死対策推進計画」、「石巻市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・石巻市国民健康保険特定健康診査等実施計画」、国、県が策定した関連計画等との整合性を図りながら、基本方針を明らかにし、市民の目指すべき目標と行動計画を策定したものです。

【計画の位置づけ】



### 3 本計画とSDGsとの関係

SDGs（エスディージーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27年9月の国連サミットで193か国が全会一致で採択した、令和12年までの開発目標で、17の目標などで構成されています。「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標です。

17の目標のうち、石巻市総合計画の保健福祉・健康分野においては、「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」が定められており、本計画においては「4 質の高い教育をみんなに」を加え、SDGsの目標を踏まえた各施策を推進します。

#### 【本計画が目指すSDGsの目標（ゴール）】



SDGs（エスディージーズ）とは？

Sustainable（サステイナブル）  
Development（ディベロップメント）  
Goals（ゴールズ）

の略で日本語訳は「持続可能な開発目標」です。

#### 【SDGs 17の目標（ゴール）】

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間ですが、中間年度にあたる令和3年度に中間評価及び見直しを行い、「第2次石巻市健康増進計画（改訂版）」を策定しました。なお、計画期間中に国や県の状況や社会環境の変化等が生じた場合、必要な見直しを行うこととします。

【計画の期間】

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2次 石巻市健康増進計画（H29～R8）										第3次 石巻市健康増進計画			
			調査実施	中間評価・ 見直し				調査実施	最終評価・ 見直し				

## 5 計画の改訂体制

本計画の改訂にあたり、市民健康調査を実施し、市民の健康づくりに関する意識や食生活、運動等、生活習慣を把握したうえで、学識経験者、保健医療関係者、学校保健関係者などで構成する健康増進計画推進委員会において課題を抽出し、今後の取組について協議しました。

### （1）健康増進計画推進委員会

健康増進計画推進委員会は、学識経験者、保健医療、福祉関係者、健康に関する各種団体、関係行政機関等で構成し、本計画の策定にあたり、計画の評価や健康づくり等に関する現状や課題の整理とともに、課題解決に向けた取組について検討しました。

### （2）健康増進計画庁内検討部会

健康増進計画庁内検討部会は、庁内各部署で構成し、本計画の策定にあたり、計画の評価や健康づくり等に関する現状や課題の整理とともに、課題解決に向けた取組について調整・検討しました。



### (3) 第2次石巻市健康増進計画改訂に係る市民健康調査

#### ①令和2年度石巻市民健康調査（20歳～64歳）

市民の健康づくりに関する意識や食生活、運動等に関する実態や課題を把握するために、20歳～64歳の方を対象に「令和2年度石巻市民健康調査」を実施しました。

#### ②令和2年度石巻市民健康調査（母子保健アンケート）

保護者や乳幼児の生活に関する実態や課題を把握するために、3～4か月児健康診査（以下「3～4か月児健診」という。）、1歳6か月児健康診査（以下「1歳6か月児健診」という。）、3歳児健康診査（以下「3歳児健診」という。）を受けた乳幼児の保護者の方を対象に「令和2年度石巻市民健康調査」を実施しました。

#### ③健やか親子21アンケート

子育て中の母親の生活に関する実態や課題を把握するために、3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を受けた乳幼児の保護者の方を対象に「健やか親子21アンケート」を実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

令和3年12月13日～令和3年12月28日に、市のホームページや担当課の窓口等で計画案を公開し、市民からの意見を募集しました。

## 6 計画の推進

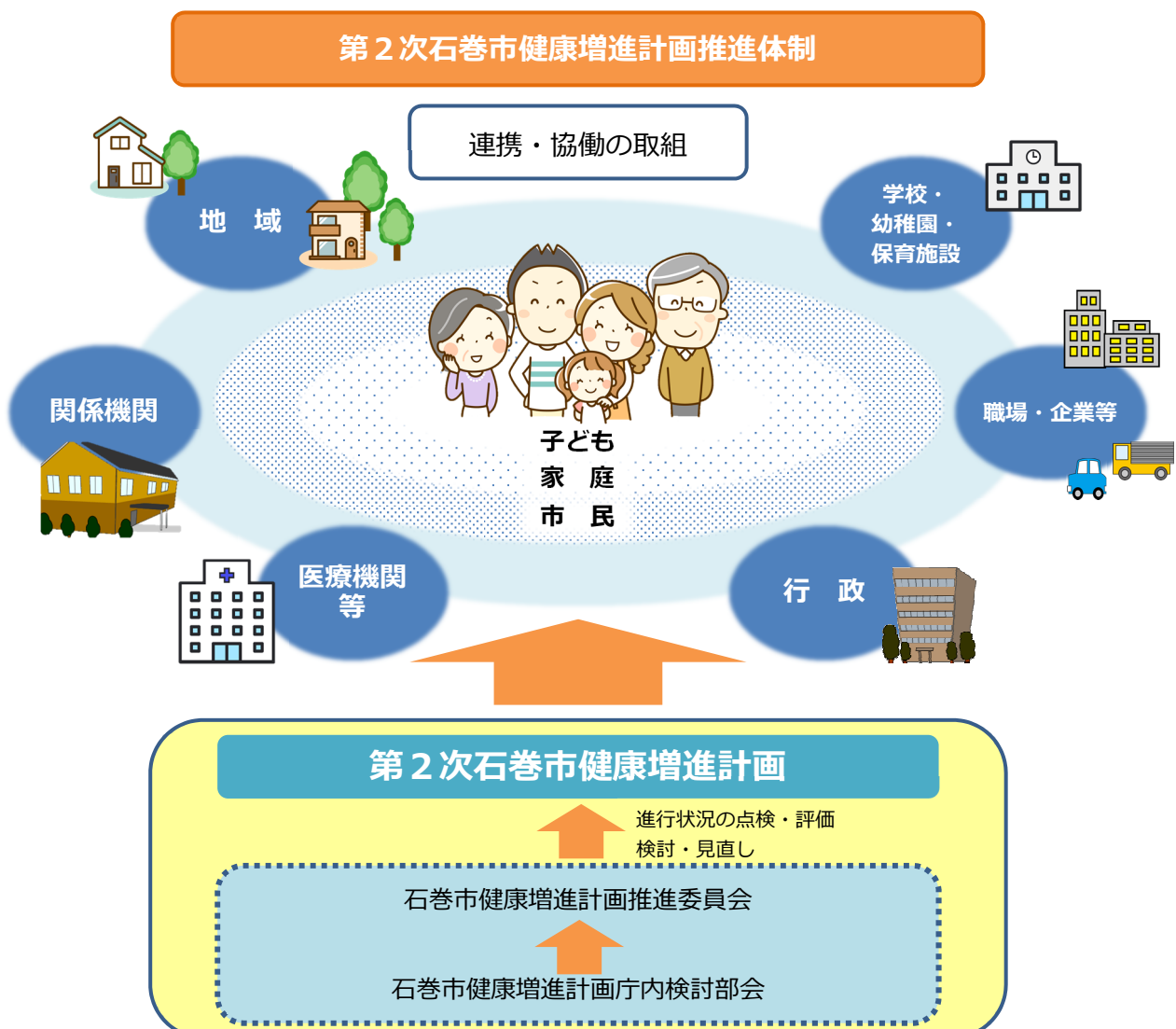
健康づくりを推進していくためには、市民一人ひとりが健康づくりの重要性に気づき、主体的に取り組むとともに、それをサポートしていく地域、学校、職場、団体、行政等、多様な健康づくりの関係団体が取組や交流・連携を深め、市全体が協働して一体となり、個人の健康づくりを支援していきます。

### (1) 計画の周知

市のホームページや広報紙等を通じて本計画を公表し、計画の取組や目標について周知していきます。また、各種相談窓口や健康診査など多くの機会を通じて本計画を周知し、市民の健康意識を高めていきます。

### (2) 関係機関との連携

関係各課や関係団体等の関係機関と情報交換、意見交換を行い、連携を強化し、計画を推進していきます。



### (3) 関係機関の役割

市民の健康づくりを推進していくうえで、市民・関係団体・行政等が目標を理解・共有し、それぞれの役割を担いながら協働で健康づくりを進めていく必要があります。

<b>市民 の役割</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康に関して学ぶ機会を一層充実していきます。</li> <li>自分に必要な健康づくりを実践していきます。</li> <li>家庭でより健康な生活習慣を身につけられるよう新しい知識をとり入れ、実践していきます。</li> </ul>
<b>関係団体等 の役割</b>	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常の地域活動や各種イベントを通じた仲間づくり機会の充実に努めます。</li> <li>日常の活動により、望ましい食生活や健康的な生活習慣の普及に努めます。</li> </ul>
	学校・幼稚園・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、生徒に対し、健康に関して学ぶ機会を一層充実します。</li> <li>児童、生徒が日常生活を通して健康づくりが実践できるよう、地域、家庭とより一層連携を図る機会を提供します。</li> </ul>
	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対し、自団体の取組の情報提供を一層充実します。</li> <li>日常の地域活動や各種イベントを通じた仲間づくり機会の充実に努めます。</li> </ul>
	職場・企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員の心身の健康に配慮した職場環境を整備します。</li> <li>定期健診及び適切な事後指導や健康教育・相談等の実施に努めます。</li> </ul>
	医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>治療を通じて、市民の心身の健康づくりを支援します。</li> <li>各種健（検）診のほか、講座や講演会等において、専門的立場から情報を提供します。</li> </ul>
<b>行政 の役割</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に配慮した健康づくり施策を推進します。</li> <li>健康づくりに必要な保健サービスを実施します。</li> <li>健康づくりに関する情報を提供します。</li> <li>健康づくりに関する関係機関との連携を充実します。</li> </ul>

## 7 進行管理と評価

本計画の進行管理については、健康増進計画推進委員会、健康増進計画庁内検討部会等の協議の場において、検討及び評価を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

毎年、目標達成状況等を勘案し次年度計画の取組に反映していきます。

また、本計画で設定している目標値については、令和7年度に市民健康調査等を行い、計画の最終年度である令和8年度にそれぞれの数値目標の評価・検証を行い、施策等の見直しを図ります。

